

事務連絡
平成 26 年 1 月 30 日

各都道府県税務主管課
各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治税務局都道府県税課

消費税率（国・地方）の引上げに係る広報について

消費税率（国・地方）の引上げについては、昨年 10 月 1 日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」により確認され、本年 4 月 1 日から 8%へ引き上げられることとなります。消費税率（国・地方）引上げの施行に向けては、国民の皆様にも今回の社会保障・税一体改革について一層のご理解とご協力をいただく必要があるほか、消費税（国・地方）を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが必要です。この趣旨から、昨年 10 月に「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成 25 年 10 月 1 日付総税都第 74 号）を發出し、各地方団体に社会保障・税一体改革の趣旨や転嫁対策等の広報への積極的な取組について要請しているところです。

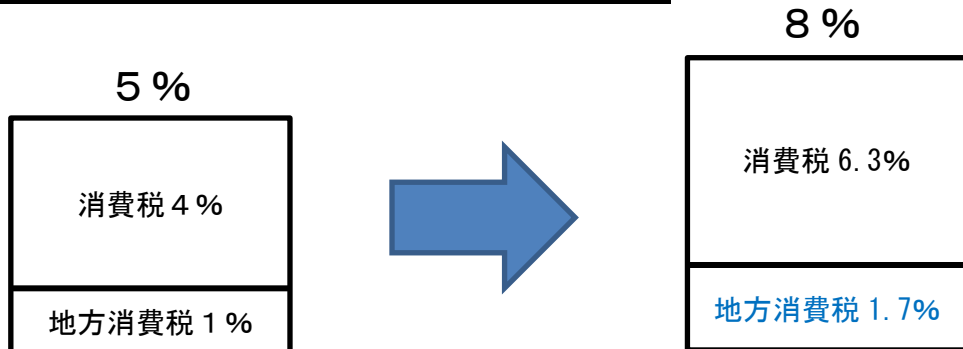
各地方団体ではこれを踏まえた積極的な広報を行っていただいていることと思いますが、消費税率（国・地方）の引上げを目前に控えたこの時期に、広報誌や説明会等を活用した住民の皆様方に対する広報施策を加速化していただきますようお願いいたします。現在、総務省や全国地方税務協議会において消費税率（国・地方）引上げに関するポスターやリーフレットを作成しており、本年 1 月末には各都道府県に納入される予定ですので、各地方団体の窓口等へ掲出していただくとともに、別添 1 の資料「消費税率（国・地方）の引上げについて」を作成しましたので、広報誌への掲載や説明会での配布等に十分ご活用いただきますようお願いいたします。

また、国において、本年 2 月中旬から「社会保障と税の一体改革広報に関する地方説明会」を全国各地で行う予定としております（別添 2）。この説明会は、関係省庁の共催による幅広い集客を意図したものであるため、財務省財務局より、集客等についての協力依頼が各地方団体に対してなされることとなりますので、財務省財務局と連携して適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

消費税率（国・地方）の引上げについて

1 消費税率（国・地方）が引き上げられます。

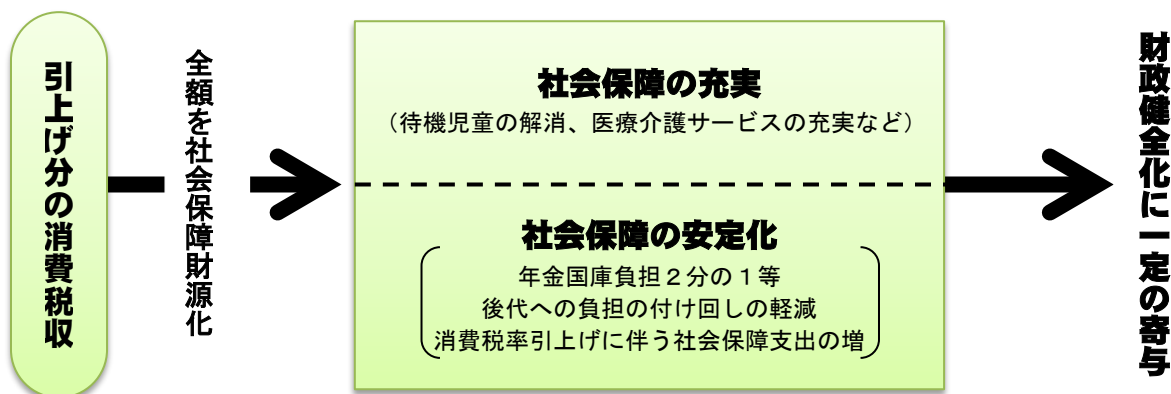


平成 26 年 4 月 1 日～

※ 地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。

※ 消費税率 10%（消費税 7.8%・地方消費税 2.2%）への引上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行います。

2 引上げ分の消費税収（国・地方）はすべて社会保障財源化されます。



3 円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。

○ 消費税率（国・地方）の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。

ご相談がある方は以下の相談窓口にお問い合わせください。

お問合せ先 ○○県○○課

TEL : ○○○—○○○—○○○○ E-mail : . . . @ jp

消費税価格転嫁等総合相談センター 専用ダイヤル : 0570-200-123

【受付時間】平日 9:00～17:00（平成 26 年 3 月・4 月は土曜日も受付）

※ お住まいの地域に応じて、以下の通話料金がかかります。

● 固定電話 : 8.5 円～80 円/3 分間、携帯電話 : 90 円/3 分間、公衆電話 : 30 円～220 円/3 分間

HP上の専用フォーム : <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24 時間受付)

社会保障と税の一体改革広報に関する地方説明会の開催について (案)

1. 開催趣旨

- (1) 昨年 10 月の消費税率引上げ判断を受け、全国に 11 カ所ある財務局・財務支局において、地域経済・社会の中核となる事業者等を中心に接触し、消費税率引上げの必要性、経済政策パッケージ等について説明を実施。
- (2) 今後は、消費税率引上げを円滑に実施するため、財務省関係事業者等にとどまらず関係省庁の共催による説明会を全国で実施し、経済対策や社会保障制度改革についても丁寧に説明することとしたい。

2. 実施概要

- (1) 主催者 内閣官房の協力の下、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省による共催。
- (2) 対象地域 【要調整】(最大 47 都道府県)
- (3) 実施時期 ・平成 26 年 2 月中旬から平成 26 年 6 月末までを目途に開催。
・ニーズに応じ、同一県での 2 回目を検討。
- (4) 説明内容の一例 (全体で 2 時間程度)
 - 第一部【財務省】(30 分程度)
国の財政事情、社会保障・税一体改革、転嫁対策、26 年度予算・税制改正大綱 等
 - 第二部【厚生労働省】(30 分程度)
社会保障制度改革、簡素な給付措置 等
 - 第三部【経済産業省】(30 分程度)
経済の好循環実現のための経済対策、中小企業向け支援措置 等
 - 質疑応答 (30 分程度)
- (5) 説明者 各省 1 名程度 : 本省の課長・課長補佐クラス以上
- (6) 参加者の募集方法
開催地の財務局 HP 等で参加者を公募するほか、関係省庁の出先機関を活用するとともに都道府県と連携し、関係先に個別案内。参加人数は 100 名程度を目途。
- (7) 開催場所
会場は可能な限り公共施設を利用し、簡素に実施。会場は財務局が関係省庁と連携しつつ、確保。借上料が発生する場合は財務本省で負担。
- (8) 取材対応
原則として、マスコミに公開。
- (9) アンケートによる意見聴取等
参加者にアンケートを実施し、説明内容や政府施策に対する意見・要望の聴取、転嫁対策や賃上げに関する現状把握等を実施。